

徳島県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。  
令和六年八月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

吉野川中部二期地区

二 事業名

広域営農団地農道整備事業

三 縦覧期間

令和六年八月十九日から

令和六年九月十三日まで

四 縦覧場所

吉野川市役所、美馬市役所及びつるぎ町役場